

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2015/12/15号 (No.219)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 国务院法制弁、「専利法」改正案の送審稿公表(国务院法制弁公室公式サイト 2015年12月2日)

○ 中央政府の動き

1. 中央3部署、グラフェン産業発展推進に関する「意見」発表(工業情報化部公式サイト 2015年11月30日、中国知識産権资讯网、国土資源部公式サイト 2015年12月2日)
2. 国家版權局とWIPO、著作権分野で全面的協力(中国知識産権资讯网 2015年12月2日)
3. 国家知識産権局と欧州特許庁、第9回長官会合を開催(国家知識産権網 2015年11月28日)
4. 発展改革委、EV充電インフラ整備促進、特許ポートフォリオ強化(国家知識産権網 2015年11月28日)
5. 中国とマレーシア、商標分野協力覚書を締結(工商総局公式サイト 2015年11月26日)

○ 地方政府の動き

1. 青島市、輸出入段階における専利法執行の協力体制を確立(国家知識産権網 2015年12月2日)

○ 司法関連の動き

1. 最高法院、指導的事例第11回リストを公表(専利保護範囲明確化など)(中国法院網 2015年11月26日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 安徽省公安厅、模倣関連犯罪413件摘発、模倣品など総額2.1億元押収(中国打撃侵權工作網 2015年11月30日)

○ 多国籍企業 R&D

1. 百度など20数社、インテリジェント音声知的財産権産業連盟を設立(中国知識産権资讯网 2015年11月30日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 国务院法制弁、「専利法」改正案の送審稿公表★★★

国务院法制弁公室は、国家知識産権局が国务院審議のために提出した「中華人民共和國専利法修訂草案」(以下、「専利法」修正草案)を公表し、一般公衆に対し意見募集を開始した。幅広く意見を募集し、さらなる研究、修正を重ねた後、国务院に提出する予定。

同「専利法」修正草案に対する意見は、以下の3つの方法で提出することができる。締切日は2016年1月1日。

▽中国政府法制情報網(<http://www.chinalaw.gov.cn>)にアクセスしオンラインで提出

▽郵送 北京市2067信箱 郵便番号:100035

▽電子メール zlf@chinalaw.gov.cn

(出典:国务院法制弁公室公式サイト 2015年12月2日)

○ 中央政府の動き

**★★★1. 中央 3 部署、グラフェン産業発展推進に関する「意見」発表★★★**

次世代のナノ炭素材料として脚光を浴びているグラフェンの開発、生産を推進するため、工業情報化部、発展改革委員会と科学技術部の 3 部署がこのほど、「グラフェン産業革新発展の加速に関する若干意見」(以下、意見)を正式発表した。

「意見」はグラフェン材料の大量作製及びグラフェンの各種機能に基づく材料作製のコア技術を巡って、企業と大学、科学研究所の協力を推進し、材料の規模化作製技術の共同開発とコア工芸及び核心装備の同時発展を促進し、産業化レベルを向上させ、グラフェンの層数、サイズ及び表面官能基等のコア参数の効率的なコントロールを実現し、グラフェン材料の規模化作製の工芸安定性、性能一致性、製品合格率を引き上げ、コストを有効的に引き下げるとしている。

そのためには、知的財産権制度をうまく利用し、企業と大学、科学研究所、知的財産権機構等によるグラフェン産業コア技術の知的財産権運用・保護体系の構築を推進し、特許取得の件数と品質を引き上げ、グラフェン産業の патентマップを定期的に発布し、グラフェン知的財産権の運営プラットフォームを建設し、知的財産権の取引・保護メカニズムを完備し、知的財産権を効率よく利用することを求めた。

英国、米国、韓国などの各国が、グラフェンの産業化に着手している。中国はグラフェンの研究開発が最も盛んな国の一つである。データによると、中国のグラフェン関連の特許出願件数は 2200 件を超え、全世界の 3 分の 1 を占めている。

(出典:工業情報化部公式サイト 2015 年 11 月 30 日、中国知識産権资讯网、国土資源部公式サイト 2015 年 12 月 2 日)

**★★★2. 国家版權局と WIPO、著作権分野で全面的協力★★★**

12 月 1 日、国家版權局と世界知的所有権機関(WIPO)が上海で、「中国国家版權局と世界知的所有権機関の協力のさらなる強化に関する了解覚書」を締結し、双方は著作権分野で全面的協力を展開すると発表した。

双方はこれまでの交流・協力事業を踏まえて、著作権普及啓発や人材育成、ハイレベル・実務レベルの交流・意思疎通を強化し、今後の協力の方向性を検討することとしている。

国家版權局閻曉宏副局長が中国政府を代表して覚書に署名し、「視聽覚的実演に関する北京条約」などを挙げて中国と WIPO の協力成果を評価した。フランシス・ガリ WIPO 事務局長が演説の中で、著作権保護の新たな動きに言及し、「インターネットの発展につれ、クリエイティブ産業に大きな変化が起こっている中、多国間協力がますます重要になっている」と指摘した。

(出典:中国知識産権资讯网 2015 年 12 月 2 日)

**★★★3. 国家知識産権局と欧州特許庁、第 9 回長官会合を開催★★★**

11 月 27 日午前、中国国家知識産権局(SIPO)と欧州特許庁(EPO)が北京で第 9 回長官会合を開催した。申長雨 SIPO 局長とバティステリ EPO 長官が出席し、両庁協力とその他の関心事項について踏み込んで意見交換した。

申局長は、1985 年に協力関係を正式に確立し、協力事業を絶えず拡大している両庁は、知的財産権分野における二国間協力の手本となっているとし、協力 30 周年を迎えた今年が今後の協力事業の斬新なスタートになるだろうと、双方協力のさらなる強化に期待を示した。

バティステリ長官は、双方の戦略的協力を高度に重視し弛まず努力している SIPO の取り組みを高く評価し、SIPO とともに双方協力の新局面を切り開くことを望むと話した。

会合で両長官は、過去 1 年の協力事業を回顧し、特許文献分類や研修訓練、データ交換、自動化、五大特許庁協力などのテーマをめぐって意見を交わした。また、両長官は、会談後に 2016 年度の両庁協力事業計画に署名した。

(出典:国家知識産権網 2015 年 11 月 28 日)

**★★★4. 発展改革委、EV 充電インフラ整備促進、特許ポートフォリオ強化★★★**

11月25日、国家発展改革委員会が「電気自動車充電インフラ発展指南(2015～2020年)」(以下、「指南」)を公表した。その中で、特許ポートフォリオを強化し、電気自動車のインフラ整備に注力するよう求めている。

この「指南」には、▽地方政府や企業によるイノベーション主体としての役割の発揮、▽高電力密度、高効率、高適応性、ワイヤレス充電などを含む、充電インフラに関する技術開発の促進、▽より多くの質が高い特許などの知的財産権の形成——などに関する内容が含まれている。また、パイロットプロジェクトを実施し、充電インフラやスマートグリッド、分散型再生可能エネルギー、インテリジェント輸送を融合させた技術プランを積極的に検討することが要求されている。

(出典:国家知識産権網 2015年11月28日)

#### ★★★5. 中国とマレーシア、商標分野協力覚書を締結★★★

11月23日、中国国家工商行政管理総局(SAIC)とマレーシア国内取引・協同組合・消費者省(MDTCC)がマレーシア・クアラルンプールで、「市場主体参入と商標分野協力了解覚書」を締結した。SAIC 張茅局長が中国政府を代表して覚書に署名し、中国国务院の李克強総理とマレーシアのナジブ・ラザク首相が署名式に臨んだ。

「覚書」に基づき、SAICとMDTCCは、同「覚書」の実施機構として、市場主体参入と商標分野において法律、政策情報に関する交流を行い、共に関心を寄せる重要な事項を討議し、キャパシティビルディング関連活動を適時に実施することとしている。

署名式に先立ち、張局長とハムザ・ザイヌディン国内取引・協同組合・消費行政相が会談を行った。双方は協力を拡大し、関連分野での意思疎通と対話を深めて、両国の経済貿易の発展を共に推し進めていくことで合意した。

(出典:工商総局公式サイト 2015年11月26日)

#### ○ 地方政府の動き

##### ★★★1. 青島市、輸出入段階における専利法執行の協力体制を確立★★★

11月27日、青島市知識産権局と黄島税関、西海岸新区科学技術局、中国ドイツ生態パークが「輸出入段階専利法執行協力体制覚書」を締結した。これにより、青島市は、輸出入段階における専利(特許、実用新案、意匠)法執行の協力体制を導入した国内初の都市となった。

覚書によると、青島市知識産権局、黄島税関、西海岸新区科学技術局、中国ドイツ生態パークは、専利に関わる情報データの共有システムを共同で構築し、定期的にデータ交換を行い、情報を共有する。黄島税関は、西海岸新区科学技術局の権利侵害・模倣品摘発活動に協力し、青島市知識産権局は、黄島税関の差し押さえた専利権侵害の疑いがある貨物の調査に協力し、中国ドイツ生態パークに関連商品に関わる専利権の鑑定を委託する。

専利法執行部門と税関が提携して確立したこの共同法執行体制により、青島市の輸出入商品に関する専利法執行活動を一段と強化し、権利侵害行為に対処する活動効率を向上させることが期待される。

(出典:国家知識産権網 2015年12月2日)

#### ○ 司法関連の動き

##### ★★★1. 最高法院、指導的事例第11回リストを公表(専利保護範囲明確化など)★★★

最高人民法院裁判委員会はこのほど、第11回リストとして、実用新案関連の権利侵害紛争を含む4つの指導的事例を公表した。

4つの指導的事例はいずれも民事事件で、それぞれ金融貸借契約、保証金口座、専利(特許、実用新案、意匠)保護範囲、管轄権異議に関わる司法の実務上の難題について、裁判基準の統一化を図った。

この中の第55号事例の実用新案権利侵害紛争事件で、保護範囲が明らかに不明瞭な権利について、訴えられた技術方法は権利侵害にならないと判断すべきであるとしている。これにより、「保護すべきではない又は保護できない専利権は、保護しない」という原則が確定され、専利権侵害事件に関する裁判の効率向上、科学技術の応用促進、経済社会の発展推進に役立つとみられる。

(出典: 中国法院網 2015 年 11 月 26 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 安徽省公安厅、模倣関連犯罪 413 件摘発、模倣品など総額 2.1 億元押収★★★

安徽省公安厅は、知的財産権侵害と模倣品製造販売に係る犯罪の摘発を継続しており、多数の犯罪者を検挙したことにより、国内外権利者の知的財産権と消費者の合法的権益を守っている。今年、安徽省の各公安機関は 413 件の模倣品関連事件を立件、調査し、271 件の摘発に成功し、容疑者 386 人を逮捕したほか、総額 2.1 億元に上る各種模倣品 260 万点以上を押収した。

省公安厅は、「市民の健康を害し、有名企業の知的財産権を侵害する模倣品と、安徽省で模倣拠点を設けて全国に模倣品を売り出す模倣業者を決して容認しない」との目標を掲げ、市民生活に密接に関わる模倣品とインターネット上の模倣品の製造販売に重点を置いて摘発活動を進めている。これまでに安徽省を中心とする一斉摘発活動を 22 回実施し、他の省が発起した 89 回の一斉摘発活動に参加し、地域をまたぐ模倣品製造販売の犯罪網撲滅に注力してきた。

(出典: 中国打撃侵権工作網 2015 年 11 月 30 日)

○ 多国籍企業 R&D

★★★1. 百度など 20 数社、インテリジェント音声知的財産権産業連盟を設立★★★

11 月 27 日、百度とハイアール、京東、中興通迅、中国普天、北汽、京東方を含む 20 数社が提携して設立したインテリジェント音声知的財産権産業連盟が発足した。音声認識技術に関する特許やその他の成果を集めたパテントプールを通じて、業界に跨る音声認識技術の活用を促し、音声認識関連産業の発展を推進することが狙いである。先進技術の普及を促進するために、パテントプールの特許は加盟企業が無料で使用することができる。

スマートモバイルデバイスの普及に伴い、人間とコンピュータの相互作用の新しい手段として、IT 業界では音声認識技術がますます重視されるようになってきている。インテリジェント音声知的財産権産業連盟の設立により、音声認識技術の普及、発展に新たなチャンスがもたらされるとみられる。

設立式典に出席した国の関連部門の責任者は、百度などの業界主要企業による同連盟は、共同発展を図る重要な施策であり、中国のインテリジェント音声認識技術産業の発展を大いに推進するだろうとの認識を示した。

(出典: 中国知識産権资讯网 2015 年 11 月 30 日)

=====

【バックナンバー等の閲覧】

中国の知財関連情報全般、関係法規、本ニュースレターのバックナンバー等をご覧になりたい方は、弊部ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

TEL: +86-10-6528-2781

E-Mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

**【免責】**

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。)により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

**【発行】**

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved